**一般社団法人　日本市場創造研究会**

**『市場創造研究　梅澤伸嘉賞』審査規定**

(目的)

1. この規定は、『市場創造研究』に掲載された「査読付論文」および「査読付研究ノート」から「市場創造研究　梅澤伸嘉賞」を選出するための手続きと審査基準等について定めるものである。

（対象論文）

1. 本審査の対象となる論文は対象巻に掲載されている「査読付論文」および「査読付研究ノート」（以下、「論文等」）に限る。

（審査員）

1. （１）審査員は編集委員（6名）および（社）日本市場創造研究会の会長・副会長（2名）・代表理事・  
   　　　事務局長・事務局長補佐（2名）の計13名が務めることとする。  
   　　　（ただし、2015年9月16日現在、副会長1名は不在のため、計12名である。）

　　　（２）（１）の審査員を授賞論文選定委員と定め、この中から委員長を1名任命する。

(審査方式)

1. 審査は審査員が各1票を持つ投票によるものとする。

(審査員の役割)

1. 審査員は６．に掲げる「審査・判定基準」を参考にして、２．にある対象論文を評価し、その結果として、「市場創造研究　梅澤伸嘉賞」に最もふさわしいものに1票を投じる。

（審査・判定基準）

1. （１）「成功商品開発」もしくは「市場創造」に役立つ内容であるか。

（２）ビジネス上の有用性・発展性があるか否か。

（３）アカデミックな貢献があるか否か。

（４）新規性・独創性があるか否か。

(受賞者の決定)

1. 最も票を集めた「論文等」1本に「市場創造研究　梅澤伸嘉賞」を与えるものとする。
2. 票数が同じであった場合には、授賞論文選定委員長が最終決定を下すものとする。

附則

1. この規定は、2015年9月16日から施行する。

以上